

# 飲食関連事業者等支援金の概要

資料6

1月7日発令の県独自の緊急事態宣言に伴って要請された飲食店の営業時間短縮によって、直接的な影響を受けた事業者には**20万円**を支給。

## 支給要件のポイント

- 業種・取引要件（いずれか1つに該当）
  - ① 時間短縮営業要請に応じ協力金を受給した県内飲食店と直接取引がある事業者
  - ② タクシー事業者
  - ③ 自動車運転代行業者
- 売上要件  
飲食店との取引以外も含めた事業者の総売上について、①及び②の両方を満たすこと。
  - ① 2021年1月又は2月の売上が2020年の同月比又は2019年の同月比で50%以下
  - ② ①の比較対象となる2020年又は2019年の単月の売上が10万円以上
- 営業時間短縮要請に係る協力金を受給飲食店は支給対象外

## 支給申請

- 受付期間：3月15日(月)～5月31日(月)（消印有効）
- 方 法：確定申告に記載した住所が存する地域の商工会議所又は県商工会連合会に郵送
- 申請書類の入手方法：
  - ① 県庁ホームページ ② 県民室・県政相談室で配布 ③ 下記コールセンターに電話請求
  - ④ 各地の商工会議所・商工会で配布
- 事業者向け問合せ先：宮崎県飲食関連事業者支援金 コールセンター  
電話 0985-69-3500（平日午前9時から午後5時まで）